

山添村農地保全継続事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、営農継続が困難な農地又は困難となることが想定される農地について、地域で維持・保全する意識を高めるための取り組みを行う農業者に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる補助対象者は、個人、法人、任意の営農組織とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人又は営農組織にあつては本拠地又は営業所が村内にあること
- (2) 営農活動が継続して行われると認められること

(補助対象事業及び補助額)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山添村農地保全継続事業補助金交付申請書(第1号様式)に以下の書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書(様式第2号)
- (2) 領収書(※ 農地集積の場合は不要)
- (3) 実績写真(※農地集積は作付けできる状態が確認できるもの、農業機械レンタル・作業委託は機械と作業後の農地が確認できる写真、農地、農業用施設等環境改善整備は事業完了後の状況がわかる写真)
- (4) 位置図
- (5) 組織の連絡先(様式第3号)(※ 法人又は営農組織の場合)

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山添村農地保全継続事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

- 2 村長は、補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、事業の内容を変更しようとするときは、山添村農地保全継続事業変更承認申請書(様式第5号。以下「変更承認申請書」という。)を、第4条の規定に準じて提出しなければならない。

2 村長は、前項の変更承認申請書を受理した場合において、適当と認めたときは、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(指示及び検査等)

第7条 村長は、補助対象者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付の決定通知を受けた補助対象者は、速やかに山添村農地保全継続事業補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条の規定による書類を受理した場合において、適当と認めたときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 村長は、補助対象者が、以下に該当するときは、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5条第2項の規定に違反したとき
- (2) 第7条の規定による指示に従わず、報告をせず、又は検査を拒んだとき
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(書類等の保存)

第11条 本事業に係る書類等は、事業完了日の属する年度から5箇年間保存するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日から令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

事業項目	内 容	交付条件		補助対象 経費	交付単価	備 考
農地集積	新たな担い手が中間管理機構を活用した権利の設定 ただし、任意の営農組織については1年間を通した特定作業受委託契約の締結	面積	1a 以上		田：1 万円/10a 畑：5 千円/10a	※権利設定又は契約期間中に解約の場合は返還 ※交付申請時に対象農地が作付できる状態であることがわかる写真の添付が必要
農業機械レンタル・作業委託	農業機械のレンタル・作業委託			機械賃借料 作業委託費	事業費の 1/2 (上限 1 万 5 千円 /1 日)	
農地、農業用施設等環境改善整備	畔、水路、進入路、入排水路の改修・補修、草刈り作業委託（自己保全地の草刈りを含む）			改修費・ 補修費・ 作業委託費	事業費の 1/2 (上限 10 万円)	次年度の耕作が条件

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

山添村長 様

申請者 住 所
氏 名

印

山添村農地保全継続事業補助金交付申請書

下記のとおり、山添村農地保全継続事業を実施したいので、山添村農地保全継続事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業内容

3 添付書類

(1) 事業成績書（様式第2号）

(2) 領収書（※ 農地集積の場合は不要）

(3) 実績写真（※農地集積は作付けできる状態が確認できるもの、農業機械レンタル・作業委託は機械と作業後の農地が確認できる写真、農地、農業用施設等環境改善整備は事業完了後の状況がわかる写真）

(4) 位置図

(5) 組織の連絡先（様式第3号）（※ 法人又は営農組織の場合）

様式第2号（第4条関係）

事業成績書

事業項目	対象地番	地 目	面積(a)	所有者	耕作者・ レンタル機械・ 改修費・補修費・ 委託作業	交付額（円）
	合 計					

（注） 1 農地面積は農地台帳に基づき記載すること。1 a 単位とし、1 a 未満は切り捨てること。

2 交付額は千円未満を切り捨てること。

組織の連絡先等

組 織 名				
所 在 地				
代 表 者	氏 名			
	住 所			
	TEL		FAX	
事 務 責 任 者	氏 名			
	住 所			
	TEL		FAX	
	e-mail			
構成員数	(年度現在)			
そ の 他				

上記の個人情報は、山添村農地保全継続事業に係る事務のみに使用します。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

山添村長

山添村農地保全継続事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度山添村農地保全継続事業補助金については、下記のとおり交付を決定したので、山添村農地保全継続事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ村長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、村長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告してその指示を受けること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

山添村長 様

申請者 住 所
氏 名

印

山添村農地保全継続事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山添村農地保全継続事業補助金に係る事業を、下記の理由により（変更・廃止）したいので、承認されたく、山添村農地保全継続事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1（変更・廃止）の理由

2 変更の内容

様式第 6 号（第 8 条関係）

山添村農地保全継続事業補助金交付請求書

金 円

上記のとおり補助金を交付されたく、山添村農地保全継続事業補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

年 月 日

山添村長 様

申請者 住 所
氏 名 印

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	